

ID: 58

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	不正行為等による助成金の返還		
例規名 根拠条項	大河原町子ども医療費の助成に関する条例 第13条		
例規番号	平成16年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第13条 町長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があ るときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日